平成２３年（フ）第６２６号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目９番３―1304号
債務者　下池　範俊
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６５８号
兵庫県芦屋市宮塚町２番６―801号
債務者　松下　健生
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２３号
長崎県長崎市かき道５丁目３番11―103号
債務者　冨岡　とき
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
宮崎市生目台東３丁目19番地１　県営住宅１棟６号
債務者　諸井　孝子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７９号
宮崎県児湯郡新富町富田南４丁目33番地
債務者　井上　伸之
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８２号
宮崎市大字本郷南方3207番地　市営住宅227棟19号
債務者　那須　勝子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９９号
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘２丁目10番４号105
債務者　須恵　佳子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２２５号
徳島市八万町弐丈62番地の12、旧住所徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村147番地３
債務者　小林　隆司
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２４号
福島県郡山市富久山町久保田字古町２番地の８　エクレール郡山３―104号
債務者　田中　　稔
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１２９０号
愛知県弥富市五明３丁目19番地　ジャルダン伊藤106
債務者　近藤　茂人
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９６５号
名古屋市南区浜田町３丁目92番地　ダイアパレスグランパティオ106号
債務者　北川　喜和
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５３号
神戸市東灘区西岡本３丁目17番13号
債務者　脇丸　忠彦
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９４号
神戸市北区谷上東町17番22号　Ⅱ―105号
債務者　川口真紀子（旧姓黒古）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５９号
兵庫県三木市吉川町渡瀬140番地の３
債務者　田中　朝子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０３号
兵庫県三木市吉川町長谷182番地の２
債務者　森本　弥生
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４８号
神戸市長田区西山町４丁目33番１―309号
債務者　山根　文雄
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６１号
神戸市垂水区舞子台８丁目16番17―1204号
債務者　清原誠一こと浜誠一こと　賓　　誠一
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８４号
北九州市小倉南区葛原３丁目３番５号
債務者　恵藤　茂美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部